

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 不動産特定共同事業の許可申請手数料の項の次に次のように加える。

小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	1件につき60,000円
小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき60,000円

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。